

# 令和2年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年9月8日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人    2番 友岡みどり    3番 岩花寛之    4番 田中唯登志  
5番 廣崎誠治    6番 宮本理一郎    7番 峯 新一    8番 三田敏和  
9番 安元慶彦    10番 茂呂孝志    11番 荒牧弘敏    12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆  
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一  
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治  
長寿福祉課長 垂水英治・ 子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 円入忠義  
建設課長 尾崎幸光・ 教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好  
議会事務局 宮野英治

## ○議事日程

### 令和2年第3回上毛町議会定例会議事日程

令和2年9月8日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 同意第 2号 上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 報告第 7号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 認定第 1号 令和元年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 令和元年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 3号 令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 6号 令和元年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 7号 令和元年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 8号 令和元年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第50号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第51号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第52号 上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第53号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第54号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第55号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第56号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 発議第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）
- 日程第23 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 日程第24 選挙第 1号 上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の補欠選挙について

## ○委員会付託

### 文教厚生常任委員会

- 認定第 2号 令和元年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和元年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和元年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について

### 総務産業建設常任委員会

- 認定第 4号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和元年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 発議第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）
- 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

### 予算決算常任委員会

認定第 1号 令和元年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第55号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第7号）

## ○会 議 の 経 過 (初日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和2年第3回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、1番 高西議員、2番 友岡議員を指名します。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、9月4日に委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から18日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から18日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から18日までの11日間とすることに決定しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、同意1件、報告1件、認定8件、条例改正5件、補正予算2件と、議員から意見書2件、選挙1件の合計21案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料7ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を

受け、総括質疑を行います。諮問第2号から報告第7号までの3件については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの15件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。また、議員から提出された発議第2号、発議第3号の2件については、議案を上程し、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行った後、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。選挙第1号については、議案を上程し、本日選挙を行います。

ここで皆様にはお願いしますが、本日、受理、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

9月10日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。

9月14日に文教厚生常任委員会、9月15日に総務産業建設常任委員会、9月16日に予算決算常任委員会を開催したいと思っております。

9月18日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので、報告します。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4諮問第2号、日程第5同意第2号、日程第6報告第7号、日程第7認定第1号、日程第8認定第2号、日程第9認定第3号、日程第10認定第4号、日程第11認定第5号、日程第12認定第6号、日程第13認定第7号、日程第14認定第8号、日程第15議案第50号、日程第16議案第51号、日程第17議案第52号、日程第18議案第53号、日程第19議案第54号、日程第20議案第55号、日程第21議案第56号、以上18件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

まず最初に、台風関連の御報告をいたしますが、心配された6日から7日にかけて九州地方を直撃した特別警報級の台風10号につきましては、今その被害状況を正確に把握するために、昨日より職員と関係機関とで巡回を行っているところでございますが、本町においては今のところは大きな被害もなく、避難者についても無事帰宅されたところであります。これに伴い、待機いただいた消防、自衛隊、そして避難に御協力いただいた町民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。今後発生が予測される台風につきましても気を緩めることなく、しっかりとコロナ対策と併せて備えてまいりたいと考えているところです。

また、御承知のように安倍首相が突然の辞意を表明したことによって、ポスト安倍政権に向けた動きが活発になっております。今月中旬には新総裁が選出される見込みですが、全世界がコロナ一色、出口の見えない感染拡大に苦しむ中、景気対策も含め課題が山積している中では、御祝儀相場も当てにならないと思われ、このような有事にこそ、誰がなったとしても優先すべきはスピード感だろうと思います。政府は新型コロナウイルスへの行政対応の遅れの要因を「目詰まり」と釈明しましたが、行政全体の目詰まりの原因をいち早く特定し、どう取り除いていくのか、そこをクリアにできるかどうかでそのスピードは決まると考えます。

国民はオール日本で心を一つに支えることがその近道であると考えますし、トップはそれに応えるべく、強いリーダーシップの下、決断力とスピード感を持って、この状況を一変することが理想であり、それこそが正常な国家と言えましょう。新リーダーの手腕に大いに期待いたしたいと存じます。

なお、安倍首相におかれましては、憲政史上最長という在任期間を務められたその御労苦と御功績に心から敬意を表しますとともに、十分休養され、一刻も早く持病が完治されますよう、お祈り申し上げます。

さて、国と地方、社会保障基金を合わせた日本政府の債務残高は1,300兆円を超えていると言われていて、240%の対GDP比は、かつての第2次世界大戦末期と



ほぼ同水準にあります。このような状況下にあっても、今なお「お金を使うのは現在社会、負担は将来世代」といった流れはむしろ加速しており、このままでは次世代に対して示しがつきません。どうやってお金を生み出していくのか、今こそ地方も稼ぐ力、そして未来を生き抜く力が試されているときだろうと考えます。もはやコロナも経済も、今の実態を受け入れた上で、未来に何をすべきか考えるときで、誰かに当たったり責任追及をしている場合ではありません。政治に関わる国・県・市町村、誰でもいいから早く処方箋を出してほしいというのが国民の本音ではないでしょうか。

本町としてのコロナ感染予防策につきましては、今現在、住民の皆さんの御協力もあって、幸いに上毛町は感染者ゼロ。県内60団体で僅か三つしか残っていない未感染地域の一つでありますし、引き続き住民お一人お一人がそれぞれの立場で、人にうつさない、人からうつされない、感染している可能性を疑うという意識を常に強く持ちながら、新しい生活様式に基づく行動に留意いただくことに尽きると考えております。ただし、もし町民の誰かに陽性反応が出たとしても、「人に優しく、愛情を持って接しよう」を合い言葉に、町内での啓発に心がけているところであります。

また、町としての経済対策としては、コロナ禍に特化したものも一部ありますが、全世界で共通の目標となっていますSDGs達成を基本に、町独自、町ならではのビジョンを持って政策モデルを、上毛ブランドを確立していくことに尽きると考えております。そして働く世代から「上毛はいいね」と感じていただき、人口増につながる成果を一つ一つ確実に積み上げていくことがそのあかしとなると考えております。議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、諮問1件、同意1件、報告1件、決算認定8件、条例改正5件、補正予算2件の計18案件であります。

順次、御説明をいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員1名の方の3年間の任期が令和2年12月31日で満了することに伴い、人格、識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について精通されている唐木妙子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

同意第2号、上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。上毛町固定資産評価審査委員会委員の3名の方の3年間の任期が令和2年11月28日

で満了することに伴い、引き続き、人格、識見に優れております現委員の末松美知郎氏、八坂徳見氏、末吉秋雄氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

報告第7号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、地方公共団体の長は、健全化判断比率等、毎年度決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することと規定されておりますので、今議会において報告するものであります。

認定第1号から認定第8号までの一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第1項及び第3項の規定により、会計管理者より各会計の決算書が提出されましたので、これを8月3日に行われた決算監査において監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

一般会計並びに各特別会計とも、事業目的に沿い、適切な執行に努めた結果、おおむね目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えます。これもひとえに議員各位をはじめ、町民皆様の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。今後とも町民生活の安全・安心を最優先に考え、事業の必要性や緊急性に配慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見据えた財政運営に努める所存であります。

議案第50号、上毛町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日、同年4月30日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号、上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例についてであります。所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、延滞金の割合等の見直しを行う必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもの

であります。

議案第53号、上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、後期高齢者医療における保険料の延滞金の割合等の見直しを行う必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号、上毛町手数料条例の一部を改正する条例についてありますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第7号）ですが、今回の補正額は1億8,471万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億1,176万5,000円とするものであります。

歳出の主なものとしたしましては、総務費では、電子計算費において、地方創生臨時交付金事業として、コロナの影響により今後増えることが予想されるリモート会議に対応するための関係経費、支所費においては、地方創生臨時交付金事業として、ゆいきららにおける宿泊利用者等の感染予防のための空気清浄機購入費を計上しており、開発交流推進費においては、国庫補助金確定に伴う財源変更を行っております。

民生費では、社会福祉総務費において、地方創生臨時交付金事業として、社会福祉施設感染予防対策事業費及び本年度末で使用貸借契約が終了するたいへい苑等の土地の不動産鑑定委託料を、重度障害者医療対策費においては、制度改正に伴うシステム改修費を、児童福祉総務費においては、子育て世帯臨時特別給付金不足額を、児童措置費においては、地方創生臨時交付金事業として、私立保育所感染予防対策事業費補助金及び国の保育対策総合支援事業を活用しての保育環境改善等事業補助金を、児童福祉施設費においては、地方創生臨時交付金事業として、乳児用砂場屋根設置工事費並びに公共施設クリーン空間確保事業費及び国の保育対策総合支援事業を活用しての保育環境改善等事業費を、子ども医療対策費においては、制度改正に伴うシステム改修費を計上しております。

衛生費では、予防費において、乳幼児に対するロタウイルス感染症予防接種委託料

等を、新型コロナウイルス感染症対策費においては、地方創生臨時交付金事業として、放課後児童クラブ・子育て支援センターへの感染予防対策経費並びに医療施設に対して各施設が行う感染予防対策を支援するための感染予防対策補助金を、下水道整備費においては、農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上しております。

農林水産業費では、農業振興費において、地方創生臨時交付金事業として、両直売所の出荷者に対して支援を行う農産物生産支援事業費補助金を、治山、林道維持費においては、林道施設の長寿命化計画に基づき実施する橋梁点検業務委託料を計上しております。

商工費では、商工振興費において、地方創生臨時交付金事業として、大平楽における感染予防対策を強化するための冷暖房設備改修工事費並びに来客型店舗において新しい生活様式への対応を行うための整備を支援する補助金及び道の駅しんよしとみの経年劣化による施設修繕費を計上しております。

土木費では、橋梁維持費において、補助事業により計画しておりました橋梁の補修工事費が実施設計により減額となったことで、次年度計画しておりました橋梁の補修設計業務を前倒して行うための予算を計上しております。

消防費では、防災費において、地方創生臨時交付金事業として、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策用の備品等を購入するための関係経費を計上しております。

教育費では、小学校費の学校管理費において、公立学校情報機器整備費補助金と地方創生臨時交付金を活用して、国が進めるGIGAスクール構想を実現するための関係経費並びに地方創生臨時交付金事業として、公共施設クリーン空間確保事業費及び友枝小学校敷地内に存在する民有地の購入費等を、中学校費の学校管理費においても小学校費と同様の関係経費を、社会教育費の公民館費、げんきの杜管理費及びコミュニティー施設管理費においては、地方創生臨時交付金事業として、公共施設クリーン空間確保事業費並びにげんきの杜図書館における感染症予防対策として、図書消毒機購入費を計上しております。

諸支出金では、まちづくり基金費において、本年度創設されました福岡県宿泊税による市町村交付金を基金に積み立てるための予算を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、特定財源として国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金1億5,317万9,000円、保育対策総

合支援事業費補助金等170万円、公立学校情報機器整備費補助金2,152万円を増額計上、社会資本整備総合交付金の確定により1,575万円を減額計上、差引き1億6,064万9,000円の増額計上となっております。

県支出金では、県単林道事業補助金並びに福岡県宿泊税交付金、合わせて102万8,000円を増額計上しております。

町債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により457万7,000円、社会資本整備交付金の減額分に対するの合併特例債の借入れ1,500万円、合わせて1,957万7,000円を増額計上しております。

一般財源としては、普通交付税を346万5,000円計上しております。

議案第56号、令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）がありますが、今回の補正額は125万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,977万3,000円とするものであります。歳出につきましては、県道新吉富・豊前線の拡幅工事に伴う吉岡地区農業集落排水管路施設布設替え工事費を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、一般会計からの繰入金を計上しております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日、審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）町長の提案理由の説明の前段で、コロナ感染症に対する上毛町ブランド立ち上げというような話があったと思いますが、大体いつ頃までにそういうものが出来上がっていくのかお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）こういう時期でもございますので、スピード感ということも何度も申し上げております。ここ1年、2年の間につくってまいりたいというふうに思っ

ております。

○議長（宮崎昌宗君）以上でよろしいですか、安元議員。

ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ないですね。それでは、総括質疑を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）次に、議員から提出された議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第22、発議第2号、日程第23、発議第3号、以上2件を上程します。

日程第22、発議第2号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

茂呂議員、お願いします。

○10番（茂呂孝志君）それでは、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

広島・長崎に核兵器が使われてから、今年で75年になります。世界は20世紀の前半の二つの世界大戦の反省から、1945年に国際連合を創設し、国際紛争の平和的手段による解決をルールにし、武力の行使と威嚇を禁止しました。また、1946年の国連総会第1号決議では、各国の軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一扫を提起し、国際政治の目標に掲げました。

世界にある核兵器の数はおよそ1万4,000発あり、そのうち、いつでも発射できる状態にあるのは2,000発とされています。紛争、誤報やミス操作、事故によるものであれ、その一部でも使われれば、被害は計り知れないものになります。

原子爆弾は通常の兵器と異なり、爆風だけでなく、熱線、放射線が伴って威力が甚大であるため、核兵器は非人道性の大量殺人兵器となり、人間の尊厳を根底から否定するものです。仮に被爆で生き残ったとしても、家を追われ、健康や飢えに苦しみ、家族を失い、差別や偏見を受けながら生き延びなければなりません。なりわいや教育の場が奪われ、数年後からは白血病やがんに侵されます。被害者は一生不安を抱えて生き続けます。

人類の生存には、核兵器やパンデミックとともに、気候変動や貧困問題などグロー

バルな危機を解決するため、国際的協力が欠かせません。新たな核開発をはじめ、軍備増強に約2兆ドル、日本円で200兆円が浪費されます。これらの資金を生活と雇用、公衆衛生などに振り向けることが必要です。現在、核兵器批准は44か国で、条約の発効に必要な50か国までに残り6か国と迫っています。

日本政府は広島・長崎の平和式典の挨拶で、核兵器禁止条約について一切触れませんでした。繰り返したのは、「立場の異なる国の橋渡しに努め、核兵器のない世界実現に向け、国際社会の取組をリードする」ということです。日本政府の橋渡し論の実践として国連総会に提出した決議では核兵器のない世界をうたいながら、核兵器廃絶を究極目標として、核兵器禁止条約に一切言及していません。

唯一の戦争被爆国・日本政府は、核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器のない世界を目指す取組の先頭に立つべきだということを申し上げて、この意見書案の趣旨説明を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）提出者の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）ちょっと御意見を申し上げます。ただいま茂呂議員が御説明いただきましたが、この意見書には大変な、私は国民の疑心暗鬼を誘う重大な意思が隠れているような気がいたします。

平和を希求しない人間はいないでしょう。また、戦争を求める人間もいないでしょう。しかし、世の中には理想と現実があるということも直視しなければいけません。これを直視しつつ理想を追い求めるべきでありましょう。

日本、米国、ヨーロッパ、韓国と、中国、ロシア、北朝鮮との関係だけを見ても、決して良好とは現在は言えません。むしろ悪化の方向に向いていると言っているでしょう。米国に対する中国あるいは北朝鮮あるいはロシアの現在の状況は、むしろ危険な領域に入ろうとしている。

万が一の事態が発生すれば、米国の前線基地と考えている北朝鮮や中国、ロシアは、まず島国の日本を攻撃目標にするでしょう。だから日本政府としては、国民の生命、財産、生活を守ろうという大前提の下で、米国の核の傘の中で、とにもかくにも領土と国民の安全を担保してもらっているのが現実でありましょう。日本が米国の核の傘

の外に出た場合、全くの、私は裸の王様になるんじゃないかというふうに危惧いたします。

核兵器は不必要であることは、世界の指導者、首脳陣は皆分かっているのですが、現在の世界がその危うい核バランスの上で平和が保たれている事実も、我々は見逃さずに直視しなければなりません。だから政府は核兵器禁止条約の署名・批准をできないのであります。私のこの考えに対して、茂呂議員はどう思いますか。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）世界紛争というのはね、私は今後も続くと思います。これはあり得ると思います。現に今、紛争は起きていますからね、世界の至るところで。ですから、この紛争をどうなくすかということは、またこれは考えなくちゃいけないことですけれども、この紛争を解決するために核兵器を使うということになると、これは大変なことになると思います。

大体、今、国連とか世界の学者たちが言うのは、仮にどこかの国が使って、これが応酬すると、仮に200発使ったとしたら、20億ぐらいの方が亡くなるだろうということで、地球環境に相当の悪影響を及ぼすだろうということが言われています。それで、紛争は私は当面なくならないと思いますけれども、それに核兵器を使ったら大変なことになるということで申し上げているわけであります。

例えがいいかどうか分かりませんが、アメリカの銃社会がありますよね。銃で人が亡くなると、学校が襲われると。やっぱりこういう事件は、銃をなくさない限り、これはなくならないと思いますよね。そういう考えと一緒に思うんですよね。核戦争は核兵器をなくさない限り、やっぱりその危険はあると。ですからこれまでも紛争はずっと、20世紀台にありましたけれども、核兵器を使う一歩手前まで来たという話もありますからね。全くないとは言いません。あります。そういう危険がありますのでね、やっぱり核兵器の被害から人類を守るのは核兵器をなくす、銃の被害からその国民の被害をなくすというのは銃をなくすと、こういう考えであります。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）世界に領土と人間がおれば、人という字は、2人の場合は支え合います。ここに1人増えて3人おれば、けんかが生じると言われています。ですから、世界に領土と国民がおれば、地域紛争というのはここ数百年来止まったことがな



い。世界各国で地域紛争が起こっている。けれども、先ほど私が言ったように、世界の首脳陣はばかじゃない。だから、あなたの言う、核兵器を使えば地球が破滅、人類が破滅するというのは分かっているから、最終兵器である核兵器は絶対使用していないという英知は働いているわけです。

だから、殊さらに私はこういった意見書は、もう国民は我々よりずっと深く考えておりますし、理解もしているでしょう。まして日本は世界唯一の被爆国で、戦争も経験している、原爆の恐ろしさも知っている。だから町長がやっているように、いい方向で平和に貢献する。だから殊さら、こういう核兵器云々というような問題をクローズアップさせれば、人心を乱すような気がいたします。いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）核兵器禁止というのは、先ほども言いましたように国連決議で第1号です。やっぱり戦争で2回原爆が投下されましたからね、そういう反省のもとに、こういう兵器は使ってはいかんということで、1946年だったかな、国連決議第1号がされました。それからこの核兵器禁止条約が実現するまでには75年を過ぎたわけではありますが、まだ核兵器をなくすところまでは世界は合意していませんけれど、そういう核兵器禁止の歩みが75年続いたということでもあります。今やっとここまで来れたということでもあります。やっぱり世界は核兵器の禁止に向かっていだろうと私は思います。（「分かりました」と呼ぶ声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

日程第23、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

荒牧議員。

○11番（荒牧弘敏君）皆さん、改めましておはようございます。それでは私から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。この中、地方税、地方交付税の大幅な減少等に

よりまして、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況において、行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。このため、国に対しまして本意見書を提出するものであります。

以上で、簡単であります。これで趣旨説明を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）提出者の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。安元議員は所属委員会でございますので、委員会をお願いいたします。所管ですので、所管の委員会の審議のときをお願いいたします。

ほかに何かあれば。（「あります」と呼ぶ声あり）はい。

○9番（安元慶彦君）今議長がおっしゃったことは、委員会の中で十分やりたいと思っております。ただ私は、本日提案されたこの意見書をですね、今日に至るまでもう少しお互いに議論をすべきであつたらうというふうに思っております。

今、我が国はコロナ禍によって国難に陥っているということで、まだ先の見えない状況でありますし、それに伴っての財政支出、それから経済の低迷化ということがいつまで続くか分からないという、まさに本当に国難ですね。そういうときにこそ、国も地方も力を合わせてこれを乗り切っていかなきゃならないと。先ほど町長の挨拶の中にもありましたように、国民、オール日本というようなことも表明しておりましたけど、まさにそういうことだと思っております。

そういうことですから、今日提案されたことについて私は、今日に至るまで、どういうプロセスで今日の提案に至ったのか、5項目の内容については委員会の中でお尋ねしていますので、今日はその点だけをちょっとお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、提案プロセスは議会運営委員会の中でも協議されたことだと思しますので、その委員長がそういう質疑をするというのはちょっと外れているんじゃないかと思えますけど。

はい、安元議員。

○9番（安元慶彦君）先月の28日に全協がありました。その中でこれが出ておりました。それで私は若干触れましたけれども、これを一つの議題として深く全体で討議する場も設けなくて、ある議員もちょっと言っておりましたが、この5項目の中、その

ままではなかなか難しいよというようなこともずっと言っております。この部分は、先ほど私が言いましたように、お互い議員の中で議論をされていない。これはまさに提出者に言うんじゃないくて、議長、あなたに私は言いたいですよ。まあ、そういうことですから、委員会の中でまたやります。今日はその点だけを。

○議長（宮崎昌宗君）それは答弁は。

○9番（安元慶彦君）要りますよ。

○議長（宮崎昌宗君）じゃ、どうぞ。

○11番（荒牧弘敏君）住民サービスの現状を継続的にしていくためにも、自主財源の少ない本町においても、こういう意見書の提出は必要でないかと思い、提出したわけです。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日採決を行う議案の審議を行います。

日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、諮問第2号につきまして御説明をいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年9月8日提出。上毛町長、坪根秀介。

推薦する者の氏名、唐木妙子。生年月日、昭和26年4月6日生まれ。住所、上毛町大字成恒49番地2。

理由でございますが、人権擁護委員1名の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次のページに唐木妙子氏の履歴書を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は常々、こういった人事採用については伝えてきましたが、任期が終わったから横滑りというようなことは極力なくして、町内に広く人材を求め、町内からすばらしい人材を登用するということが本町の将来にもつながるんじゃないかという考えから、いつもそう言うんですけど、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回につきましては、唐木妙子さんにつきましては、前任者、今、現の委員さんでございます。そういう中で今までの活動内容等を十分に考慮させていただいて、再度お願いしたというようなことでございます。議員が言われるように、幅広くそういう委員の方を求めるということも大切ですが、今はまだ年齢的にも69歳ということで、まだまだお若く元気でございますので、ぜひお願いしたいというようなことで推薦をさせていただきました。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

人権擁護委員候補者の推薦について、唐木妙子氏を適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、唐木妙子氏を適任とすることに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君） 日程第5、同意第2号、上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、同意第2号につきまして御説明をいたします。

同意第2号、上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

上毛町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求め

る。

令和2年9月8日提出。上毛町長、坪根秀介。

選任する者の氏名、末松美知郎。生年月日、昭和23年10月12日生まれ。住所、上毛町大字垂水1342番地8。

氏名、八坂徳見。生年月日、昭和25年2月22日生まれ。住所、上毛町大字東下319番地。

氏名、末吉秋雄。生年月日、昭和24年11月9日生まれ。住所、上毛町大字安雲71番地。

理由でございますが、上毛町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次のページ以降に3氏の履歴書を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） この委員さんというのは、私もざっと見て分かるんですけども、恐らく専門職だと思いますから、なかなか一般の人を広く採用するというわけにいかないと思いますが、このお三方とも留任で、人物、識見とも非常に素晴らしいという判断の下、採用されたということでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） ただいま議員が言われるとおりの理由で選任をお願いするも

のでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、同意第2号、上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、報告第7号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、報告第7号につきまして御報告をいたします。

報告第7号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

まず、健全化判断比率でございます。令和元年度健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、平成30年度と同様に普通会計として処理をしております。一般会計、奨学資金特別会計、住宅新築資金等特別会計の3会計において、実質赤字がございませんので、御報告をしております表中には数値が表示されません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、算定対象となる普通会計、国保特別会計、

後期高齢者医療特別会計と公営企業会計の全てにおきまして、実質赤字がございませんので、実質赤字比率と同様に、報告しております表中には数値が表示されません。

次の実質公債費比率でございますが、この比率は標準財政規模に占める全会計の公債費の償還額及び本町が加入しております一部事務組合に対して負担する公債費並びに債務負担行為による公債費に準じた経費等の比率でございます。

令和元年度の実質公債費比率につきましてはマイナス1.5%となっており、平成30年度の比率0.2%からマイナス1.3%、公債費等について改善がなされたと言えるというものでございます。この実質公債費比率につきましては、過去3か年度の数値の平均で求めることになっております。改善の理由につきましては、平成28年度と令和元年度の数値の比較ということになります。このようなことから、改善の主な理由といたしましては、公債費の元利償還金の額が1億7,809万円減額となったということが大きな理由でございます。

次に、健全化判断比率の最後になりますが、将来負担比率につきましても、将来負担額である地方債現在高等の減少により、算定式におけます分子の額がマイナス数値となります。平成30年度と同様に数値は表示されません。

ちなみに、算定式における分子でございますが、地方債現在高、退職手当支給予定額の一般会計等の負担額等々の合計額から、充当可能基金額、地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入額等の合計額を控除した額が分子となります。マイナスというようにございまして。

それから、報告の最後になりますが、公営企業会計に係る資金不足比率でございますが、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び工業等用地造成事業特別会計との実質赤字がございませんので、御報告いたしております表中には数値が表示されません。

令和2年9月8日提出。上毛町長、坪根秀介。

報告書の次の2ページ目と3ページ目に、令和2年8月3日に、ただいま御報告いたしました内容について監査委員さんに審査をお願いし、その審査結果を審査意見書として添付をいたしております。

2ページ目の審査の結果の総合意見、それから3ページ目の是正改善を要する事項の項目において、「早期健全化基準に近い数値もなく、健全な財政運営を行っている」と認められる。また、特に改善すべき事項はない」との監査委員さんからの審査意見を

いただいておりますのでございます。

以上で報告及び説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時5分からです。

休憩 午前10時 分

再開 午前11時 分

○議長（宮崎昌宗君）それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから議案を上程し、審議を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第24、選挙第1号。

以上、1件を上程します。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第24、選挙第1号、上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の補欠選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）



○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員に、武井一彦さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した武井一彦さんが、上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員に当選されました。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の委員会付託を行います。

9月4日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料3ページ、委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第7号、議案第53号、議案第54号の6件は文教厚生常任委員会へ、認定第4号、認定第5号、認定第8号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第56号、発議第2号、発議第3号の9件は総務産業建設常任委員会へ、認定第1号、議案第55号の2件は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、運営資料、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料6ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時8分

令和2年9月8日